

令和2年4月1日
健康福祉局高齢施設課

「横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針の改定」に対して
寄せられた御意見について

横浜市では、「横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針」の改正にあたり、令和2年2月3日(月)から3月3日(火)まで意見公募したところ、計1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見と、それに対する本市の考え方について、別紙にとりまとめましたので、公表いたします。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げます。

別 紙

意見の概要	意見に対する対応方針又は考え方
<p>設置者の契約解除の条件について、「入居者の行動が他の入居者に危害を及ぼすおそれがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法等ではこれを防止することができないとき」という項目があるが、入居者の行動のみを対象としているのはなぜか。カスタマーハラスメントなどが社会問題になっている昨今、入居者の行動に加え、入居者の家族や身元引受人の行動についても対象とするべきではないか。</p>	<p>横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針は、横浜市内の有料老人ホームの設置運営に関する指導の基準となる事項を定めたものです。</p> <p>今回の改正は、厚生労働省の「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」（令和元年5月29日老指発0529 第1号）の趣旨を踏まえた神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正に伴うものです。</p> <p>県の改正は、厚生労働省の標準指導指針を基本とするものであり、個々の項目について独自の内容を追加することは、厚生労働省の標準指導指針から遠ざかることに繋がるため、今回の改正の趣旨からは外れると判断し、いただいた御意見について改正案に反映することは困難と考えます。</p>